

徳島県生活困窮者等家計改善支援事業実施要領

1. 事業の目的

本事業は、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者及び被保護者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的として、生活困窮者自立支援法第7条第1項に規定されている生活困窮者家計改善支援事業（以下「家計改善支援事業」という。）を実施するものである。

2. 事業の対象者

生活困窮者においては、失業や多重・過剰債務等により生活に困窮する者であって、家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善や家計を管理する能力を高める支援を受けることが適当と判断される者。

被保護者においては、過去に家賃や公共料金を滞納・延滞したことがある世帯や貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援を受けていたが被保護となった世帯、世帯状況等の変化により家計の状態が大きく変化した世帯などで、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯の者。

3. 事業の内容

本事業の実施に当たっては、家計表やキャッシュフロー表等を活用して相談者とともに生活困窮者の抱える家計に関する課題を「見える化」し、家計に関する問題の背景にある根源的な課題を整理して家計管理の力を高め、家計に関するプラン（家計再生プラン）を作成し、早期の生活再生を目指していくため、以下の取組を実施することとする。

(1) 支援内容

ア 家計管理に関する支援

相談者とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う。

イ 滞納(家賃、税金、公共料金など)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、自治体の担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。

ウ 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）

多重・過剰債務等により債務整理が必要な者などに対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

エ 貸付のあっせん

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付金の額や使途、家計再生の見通しなどを記載した「貸付あっせん書」を作成し、本人の家計の状況や家計再生プランなどを貸付機関と共有し、貸付の円滑・迅速な審査につなげる。

オ 住居確保給付金（転居費用補助）申請のための家計改善支援

自立相談支援機関を通じて、住居確保給付金の転居費用補助の支給を受けようとする者（以下、支給申請者という。）からの相談を受けた場合には、支給申請者に対し家計改善支援事業による支援を実施し、支給要件が支給申請者に認められるかを確認する。

転居が必要と認められた支給申請者に対し、証明書に必要事項を記載して、支給申請者に交付する。

転居が必要と認められた支給申請者に対し、支給申請者の家計の状況を踏まえ、転居後の住居の家賃額として適切な額を示す。

(2) 生活困窮者への支援の流れ

家計改善支援事業と自立相談支援事業は、アセスメントの結果や相談者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら支援を行う。また、事業を実施する中で把握した生活困窮者を自立相談支援事業につなぐ体制を確保するものとする。

ア 生活困窮者の把握、アウトリーチ

自立相談支援機関との連携体制を構築するとともに、多重・過剰債務の相談窓口や貸付機関、行政の関係部署等との連携を図り、早期発見のためのネットワークを構築する。

イ アセスメント

相談者の生活の状況と家計が見える形で示すため、家計改善支援員は、家計表の作成を通じて家計収支の状況を具体的に把握した上で、支援の方向性を検討する。あわせて、就労状況、家族の課題等の必要な情報を把握する。

ウ 家計再生プラン策定

アセスメントの結果を踏まえて、相談者の意向と真に解決すべき課題を整理し、生活を早期に再生させるための家計再生プランを作成する。この際には、生活再生の目標を具体的に捉えるため、家計表やキャッシュフロ

一表を活用する。

エ 支援調整会議への参加

家計改善支援事業の実施にあたっては、自立相談支援機関がプランを作成することとされており、その際には、家計改善支援員も原則として自立相談支援機関が開催する支援調整会議に参加し、家計の視点から協議することが望ましい。

オ 支援サービスの提供

相談者の状況に応じて、3（1）による支援サービスを提供する。

カ モニタリング

定期的な面談により家計の改善状況や家計管理に対する認識や意欲の向上などを確認し、自立相談支援機関との情報共有を図る。

キ 家計再生プランの評価

家計再生プラン策定時に定めた期間が終了した場合、もしくはそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題はないかなどの確認を行う。これにより、支援を終結させるか、または新たに家計再生プランを作成して支援を継続するかを判断する。

(3) 被保護者への支援の流れ

家計に関する課題を抱える世帯に対する支援については、以下の支援を実施する。

ア 相談受付

福祉事務所との連携体制を構築し、本事業による支援を希望する者の相談を受け付ける。

イ アセスメント

相談者の生活の状況と家計を見える形で示すため、家計改善支援員は、家計表の作成を通じて家計収支の状況を具体的に把握した上で、支援の方向性を検討する。あわせて、就労状況、家族の課題等の必要な情報を把握する。

ウ 家計再生プランの作成

アセスメントの結果を踏まえて、相談者の意向と真に解決すべき課題を整理し、生活を早期に再生させるための家計再生プランを作成する。この際には、生活再生の目標を具体的に捉えるため、家計表やキャッシュフロー表を活用する。

エ 支援サービスの提供

相談者の状況に応じて、3（1）による支援サービスを提供する。

オ モニタリング

定期的な面談により家計の改善状況や家計管理に対する認識や意欲の向上などを確認し、福祉事務所との情報共有を図る。

カ 家計再生プランの評価

家計再生プラン策定時に定めた期間が終了した場合、もしくはそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題はないかなどの確認を行う。これにより、支援を終結させるか、または新たに家計再生プランを作成して支援を継続するかを判断する。

(4) 貸付機関との連携

貸付機関については、生活福祉資金貸付事業を行う県社会福祉協議会のほか、母子父子寡婦福祉資金等の公的貸付制度と連携することが考えられる。なお、これらの公的貸付制度は市町村民税非課税世帯を対象とするなど対象者が限定されていることから、本事業の利用者にはこれらの対象にはならない者も含まれることが考えられる。その場合、これらの公的貸付制度のほか、消費生活協同組合等の貸付事業を行う機関との連携も図りながら、利用者の一時的な資金ニーズを充足できるように支援を進めていくことも重要である。

4. 家計改善支援員について

家計改善支援員は、次のいずれかに該当する者など、生活困窮者への家計に関する相談支援を適切に行うことができる人材であること。

- (1) 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 社会保険労務士の資格を有する者
- (4) ファイナンシャルプランナーの資格を有する者
- (5) その他(1)～(4)までに掲げる者と同等の能力または実務経験を有する者

5. 留意事項

- (1) 事業実施に当たっては、国が定める「家計相談支援事業の運営の手引き」を参照すること。
- (2) 相談支援に当たっては、国が定める「家計相談支援事業の運営の手引き」別冊に掲載されている様式を参考に、適宜、使用すること。
- (3) 関係機関と個人情報共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

(4) 被保護者に対し本事業を実施する場合には、次の点に留意して家計改善支援機関と福祉事務所の間で密接な連携を図ること。

ア 福祉事務所は個人情報の取り扱いに留意しつつ、必要に応じて、家計改善支援の実施者に本人が抱えている状況や困窮に至った要因、援助方針、保護費の支給状況等を情報提供すること。

イ 支援対象世帯との面談等の際には、必要に応じて担当ケースワーカーも同席すること。

ウ 就労による収入増が望まれる場合等については、本人の同意を得た上で、被保護者就労支援事業との連携した支援を行うなど、効果的な支援の実施に努めること。

エ 被保護者が生活保護費をやりくりして生じた預貯金については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合、活用すべき資産には当たらないものとして保有を容認するとしているので、使用目的等を予め調整すること。

オ 支援を実施する中で活用可能な給付金制度があることが明らかになった場合には、担当ケースワーカーに報告すること。

カ 貸付金のうち、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金については、その他の必要経費として収入認定の対象外となる場合があるので、貸付利用のあっせんの際は担当ケースワーカーに相談すること。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。